

6.1.7 施設・設備

【評価項目 13-0-1】 施設・設備等の整備（情報インフラを含む）

- （必須要素）大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- （必須要素）教育の用に供する情報処理機器などの整備状況
- （選択要素）社会へ開放される施設・設備の整備状況
- （選択要素）記念施設・保存建物の保存・活用の状況

【評価項目 13-0-6】 キャンパス・アメニティ等

- （必須要素）キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- （必須要素）「学生のための生活の場」の整備状況
- （必須要素）大学周辺「環境」への配慮の状況

【評価項目 13-0-7】 利用上の配慮

- （必須要素）施設・設備面における障害者への配慮の状況
- （選択要素）各施設の利用時間に対する配慮の状況
- （選択要素）キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

【評価項目 13-0-8】 組織・管理体制

- （必須要素）施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- （必須要素）施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

<2003年度に設定した目標>

施設・設備に関する目標については、財政的問題を伴い、教室の仕様や情報関連システム・機器の整備については全学的調整が必要とされる問題であることから、商学部単独で対応することには限界があるものの、商学部の教育理念・教育目標の具現化という視点から、以下の「個別的目標」を設定している。

1. 演習仕様教室の増設
2. 教室における視聴覚機器・情報処理機器の整備
3. 「学生のための生活の場」の整備
4. 施設・設備面での障がい学生への配慮
5. 衛生・安全の確保

（現状の説明）

1. 商学部本館に中教室を中心に8つの教室とチャペル、商学部の準専用棟のD号館には演習室・小教室を中心に22教室を保有・管理しているが、本館は1932年、D号館は1990年の建設である。本館は補修をしながら使用しており、特に空調、情報化対応などの面に対応をしてきたが、今後の課題も大きい。また、両建物ともに机・イスのサイズが主として旧基準であり、学生の体格向上を反映していないことから、学生にとって快適空間とは言いにくくなっている。

本館では講義主体の授業、D号館では演習、語学そして情報機器を利用した授業を中心に運営している。教室数と仕様の面では演習室の数や設備の水準で次第に厳しい状況になっている。商学部では、小集団教育の徹底をベースに、コミュニケーション能力や意思決定能力の高度化を図ることをめざしており、年間に基礎（商学、人文）・研究レベルを含めて約90の演習を運営していくには、さらに施設数と水準の向上が求められる。一般講義室も、履修者数に応じた適正規模の教室を提供しようと努めているが、な

お改善の余地は大きい。また、D号館は準専用棟ではあるが、教室使用についての優先権はなく、教室の設備量に応じたカリキュラム形成をせざるを得ない。

2. 視聴覚機器・情報処理機器の整備状況は、D号館に計74台のパソコンを備えた授業利用・オープン利用に供する2つの専用教室を設けており、授業利用の教室も授業の空き時間には学生に開放し自学自習に活用されている。また無線LAN環境を備えた教室が別途設けられており、貸出用のノートパソコン30台が準備されている。さらに本館には23台のパソコンを備えたコンピュータ利用室を商学部予算で独自に設置し、個人だけでなくゼミなどグループ対応機能を備えてオープン利用で運営している。既存教室の情報対応は遅れているが、2004年度には2つの教室でネットワークへのアクセスが可能になっている。ビデオ端末など基本的なAV対応が出来る固定的設備を備えた教室はないが、OHC、CDプレイヤーやカセットデッキなどの可動式視聴覚機器の授業用貸出を行い、多様なメディアを利用した授業を展開しうる状態になっている。
3. 「学生のための生活の場」の確保という点では、本館内に学生控室（面積43㎡、26座席）を設置しており、ゼミ連絡ボックスなども備えて学生間の情報交換に、また授業の空き時間の居場所となるパブリックスペースとして利用されている。さらに勉学支援面では、本館内に24席の自習室（40㎡）を設置し自学自習スペースとしている。
4. 障がいを持った学生への対応としては、本館、D号館ともにエレベーターを設置しており歩行困難者の授業参加の便宜を図るとともに、バリアフリー化を実現。さらに車椅子対応の専用机も配置している。ただ、一部の学部で既に整備されている視覚障がい学生のための拡大読書機、聴覚障がい学生のための補聴器補完システム等の機器は、現時点で対象者がいないこともあり未整備の状況であり、今後の課題となっている。
5. 施設・設備の衛生・安全を確保するシステム整備は、「労働安全衛生法」の趣旨を踏まえて、校舎内禁煙化、ゴミの分別化の徹底化などが進んでおり、校舎の保守管理を担当する管理業者との意思疎通を密にして、給水機、トイレを始めとした共用設備の衛生管理も行っている。ただ、防犯、防災の観点からの「安全点検マニュアル」の整備や安全管理者の周知については課題である。阪神・淡路大震災後数年間は避難訓練や災害時の避難経路等を記載したパンフレットの作成・配布も行っていたが、災害の教訓を生かすためには、一層の取り組みが必要であるといえる。

（点検・評価の結果）

1. 演習室を始めとして、授業の特性に合致した教室の整備という点では、今後の課題は多い。
2. 視聴覚機器・情報処理機器の状況は、整備過程にある段階といえる。多様なメディアによる授業の展開を可能にし、学生の自学自習を支援していくためには、基本的なAV教育機器の全教室配備を始めとして、一部教室にはより高度なAV・コンピュータを設置することが理想であるが、機器のグレード、内容、数量等の条件からみて、さらなる整備が必要である。
3. 学生の生活環境という面では、成果が出ていると評価出来る。学生控え室、自習室の利用度は高く、施設内容に対する学生の否定的意見も現状では聞かれない。

4. 障がい者への配慮という問題では、さらに改善の余地がある状況といえる。
5. 施設・設備の衛生・安全確保という面では、円滑に成果が出ている状況と評価できる。継続して改善を図ることで、目標達成に近づけるものと考えられる。防災・防犯面は、改善を要する。

(改善の具体的方策)

1. 施設・設備の改善達成のためには、キャンパス総合開発検討委員会において検討中の「キャンパスグランドデザイン」の完成・実施を待って、一層の改善に努めていく必要がある。
2. 視聴覚機器・情報処理機器の整備には、法人の予算計画、大学全体の情報環境整備計画に委ねざるを得ないところであるが、比較的安価な機器については商学部の独自予算での新規購入、更新が可能であり、CDプレイヤー、カセットデッキなどの既存機器の買い換えを進めており、今後もDVDプレイヤーなど要望の高い機器を中心に購入・整備を進めていく。
3. 「学生のための生活の場」の整備は、学生の自主的活動の支援という視点から、机・イスといった基本設備の整備以外にも、照明、掲示板の形状など細部にも配慮し、学生間のコミュニケーションを促進させる快適空間としての充実化を進める。
4. 障がい者への配慮では、該当者の有無、状態にも整備すべき内容・時期は変わるが、障がい学生の勉学を保障する基本的な部分について、大学・他学部との連携を進めて整備していく。
5. 衛生・安全の確保については、リスク管理体制の整備とその周知を進め、「安全管理マニュアル」の作成も視野に入れ、学生・教職員に対する安全意識の啓蒙に努める。